

2018年12月7日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第477号）

財政局、税務総局等4部門、 暫定的な源泉所得税不徴収政策の適用範囲を すべての非禁止類外商投資分野へ拡大

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部は、2018年9月29日付けで『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策適用範囲の拡大に関する通達』（財税[2018]102号、以下『102号通達』という）を公布しました。『102号通達』では、昨年より施行されてきた暫定的な源泉所得税不徴収政策について、その適用範囲を従来の外商投資奨励類プロジェクトからすべての非禁止類の外商投資プロジェクトおよび分野まで拡大すると決定しました。

その後、国家税務総局は2018年10月29日付けで『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の適用範囲拡大の関連問題に関する公告』（国家税務総局公告2018年第53号、以下『53号公告』という）を公布し、『102号通達』に係る具体的な施行について、関連事項を定めています。『102号通達』および『53号公告』は2018年1月1日に遡って施行されます。

□ さらなる外商投資奨励のため、政策の適用範囲を拡大

外資利用の拡大を目的に、2017年12月21日付で公布された『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の問題に関する通達』（財税[2017]88号、以下『88号通達』という）¹では、国外投資家が中国国内の居住者企業から配当された利益で奨励類プロジェ

【図表】政策適用拡大後の必須条件

条件1	国外投資家の中国国内居住者企業から配当された利益による直接投資（具体的には以下を指す） <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国国内居住者企業に係る払込資本金もしくは資本積立金の新規増加もしくは無償増資 2. 中国国内での居住者企業新設への投資 3. 非関連当事者からの中国国内居住者企業の持分買収 4. 財政部、税務総局が定めるその他の方式
条件2	配当利益は中国国内居住者企業から配当された留保利益
条件3	✓ 投資資金は投資先企業に直接振り込む ✓ 投資に用いる資産の所有権は投資先企業に直接移転する

（『102号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『88号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第460号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0481-XF-0105.pdf>

クトに直接投資するにあたり、暫定的に企業所得税を源泉徴収しない政策を打ち出し、合わせて政策適用に係る4つの必須条件を明確にしました。このうち、投資期間内において、投資先企業が従事する経営活動は『外商投資産業指導目録』の外商投資奨励産業目録および『中西部地域外商投資優勢産業目録』の対象でなければならないという条件について、『102号通達』ではこれを削除し、禁止類の外商投資プロジェクトおよび分野以外であれば、暫定的な源泉所得税不徴収政策を適用することができると改めました。

一方、『53号公告』では、『102号通達』の施行に関する具体的な事項について定めています。特筆すべき内容としては、主に以下の2点が挙げられます。まず、国外投資家が配当利益で払込資本金引受出資額を追納する場合について、『53号公告』では以下に掲げる第1条のとおり、『102号通達』第2条1項1号が定める状況に該当すると明確にしています。

『53号公告』第1条

国外投資家は配当された利益をその国内居住者企業に対し引き受けた登録資本金の追納、払込資本金もしくは資本積立金の新規増加に用いる場合、「中国国内居住者企業に係る払込資本金もしくは資本積立金の新規増加もしくは無償増資」の状況に該当する。

また、再投資資金の取扱いについて、『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第23号）第14条では、国外投資家は中国国内にて直接投資を行う場合、その人民元再投資専用預金口座を通じて人民元建て配当利益を振り込むことができると定めています。

これに基づき、『53号公告』では以下に掲げる第2条のとおり、同一日における人民元再投資専用預金口座を通じた再投資資金の振り込みに対し、『102号通達』第2条3項が定める状況に合致するとみなすことを明確にしました。

『53号公告』第2条

国外投資家は金融主管部門の規定に基づき、人民元再投資専用預金口座を通じて再投資資金を振り込み、合わせて関連資金を利益分配企業の口座から国外投資家の人民元再投資専用預金口座に振り込んだ当日に、国外投資家の人民元再投資専用預金口座から投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り込む場合、「国外投資家が直接投資に用いる利益を現金の形式で支払う場合、関連資金は利益配当企業の口座から直接に投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り込み、直接投資する前に国内外におけるその他の口座に振り込んで서는ならない」との規定に合致するとみなす。

□ 適用期間について

『102号通達』および『53号公告』は2018年1月1日に遡って施行するとし、2018年1月1日（当日を含む）以降に取得した配当、特別配当等の權益性投資収益に適用します。これに伴い、『88号通達』、『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策に関する執行問題についての公告』（国家税務総局公告2018年第3号、以下『3号公告』）は廃止されました。

注意すべき点として、2017年1月1日（当日を含む）から2018年1月1日（当日を含まない）の間に発生した配当利益による再投資行為については、引き続き『88号通達』、『3号公告』に基づき取り扱

わなければならないとしていることが挙げられます。各種法定条件に合致し、政策の適用対象となるものに対しては、『88号通達』第5条に基づき、納付済みの税額の還付、政策の遡及的な享受を申請することができます。

*

『102号通達』および『53号公告』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。

なお、本政策の適用にあたり、具体的な実務手続等については、所在地の税務局または会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部、
財税[2018]102号
国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策
適用範囲の拡大に関する通達**

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・発展改革委員会・商務主管部門、国家税務総局各省・自治区・計画単列市税務局、新疆生産建設兵団財政局・発展改革委員会・商務部：

党中央・國務院の政策決定・配置を貫徹・実行し、さらに国外投資家の中国における投資を奨励するため、ここに国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の問題について以下のとおり通達する。

1、 国外投資家の中国国内居住者企業より配当される利益の、国内直接投資への利用に係る暫定的な源泉所得税不徴収政策の適用範囲に対し、外商投資奨励類プロジェクトからすべての非禁止類の外商投資プロジェクトおよび分野まで拡大する。

2、 国外投資家の暫定的な源泉所得税不徴収は、同時に以下の条件を満たさなければならない。

(1) 国外投資家が得た利益で行う直接投資であり、国外投資家が得た利益で行う増資、新設、持分買収等の權益性投資行為を含むが、上場会社株式の新規取得、無償増資、買収を含まない（条件に合致する戦略投資を除く）。具体的には以下を指す。

- 1) 中国国内居住者企業に係る払込資本金もしくは資本積立金の新規増加もしくは無償増資、
- 2) 中国国内での居住者企業新設への投資、
- 3) 非関連当事者からの中国国内居住者企業の持分買収、
- 4) 財政部、税務総局が定めるその他の方式。

国外投資家が上述の投資行為を採用して投資する企業を投資先企業と総称する。

(2) 国外投資家が得た利益は、中国国内居住者企業が実際に投資家へ分配する、すで実現した留保利益により形成された配当、特別配当等の權益性投資収益に該当する。

(3) 国外投資家が直接投資に用いる利益を現金の形式で支払う場合、関連資金は利益配当企業の口座から直接に投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り込み、直接投資する前に国内外におけるその他の口座に振り込んで서는ならない。国外投資家が直接投資に用いる利益を実物、有価証券等非現金の形式で支払う場合、関連資産の所有権は直接に利益配当企業から投資先企業もしくは持分譲渡側に移転し、直接投資する前にその他の企業、個人が代理で所持もしくは臨時で所持してはならない。

3、 国外投資家は本通達第2条が規定する条件に合致する場合、税収管理の要求に基づき申告を行い、

合わせて事実どおりに利益配当企業にその政策条件に合致する資料を提供しなければならない。利益配当企業は適切な審査を経た後、国外投資家が本通達の規定に合致すると認識する場合、暫定的に企業所得税法第 37 条の規定に基づき源泉所得税を控除・納付しなくてもよく、合わせてその主管税務機関に届出の手続きを履行する。

- 4、 税務部門は法に基づき後続管理を強化する。国外投資家が本通達の規定する暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受し、税務部門による後続管理を経て規定の条件に合致しないと確認される場合、利益配当企業の責任に該当する場合を除き、国外投資家が規定に基づき企業所得税を申告・納付していないと見なし、法に基づき遅延納税の責任を追及し、税額遅延納付の期限を関連利益支払の日から計算する。
- 5、 国外投資家が本通達の規定に基づき、暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受することができるが実際には享受していない場合、実際に関連税額を納付した日から 3 年以内に当該政策の遡及的享受を申請することができ、納付した税額は還付される。
- 6、 国外投資家が持分譲渡、買戻、清算等の方式を通じて実際に暫定的な源泉所得税不徴収政策待遇を享受した直接投資を回収する場合、相応する資金を実際に受け取った後の 7 日以内に、規定のプロセスに基づき税務部門に繰延税額の追納を申告する。
- 7、 国外投資家は本通達が規定する暫定的な源泉所得税不徴収政策待遇を享受した後、投資先企業に特殊性再編の条件に合致する再編が生じ、合わせて実際に特殊性再編に基づく税務処理を行った場合、引き続き暫定的な源泉所得税不徴収政策待遇を享受することができ、本通達第 6 条の規定に基づく繰延税額の追納はしない。
- 8、 本通達がいう“国外投資家”とは、『企業所得税法』第 3 条第 3 項の規定が適用される非居住者企業を指す。本通達がいう“中国国内居住者企業”とは、法に基づき中国国内に成立する居住者企業を指す。
- 9、 本通達は 2018 年 1 月 1 日より執行する。『財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部による国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の問題に関する通達』（財政[2017]88 号）は同時に廃止する。国外投資家が 2018 年 1 月 1 日（当日を含む）以降に取得した配当、特別配当等の權益性投資収益は本通達を適用することができ、納付した税額は本通達第 5 条の規定に基づき執行する。

財務部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部

2018 年 9 月 29 日

国家税務総局公告

2018年53号

国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策
の適用範囲拡大の関連問題に関する公告

国务院の決定に基づき、財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・商務部は連名で『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策適用範囲の拡大に関する通達』（財税〔2018〕102号、以下『通達』という）を公布し、国外投資家の中国国内居住者企業より配当される利益の、国内直接投資への利用に係る暫定的な源泉所得税不徴収政策の適用範囲に対し、外商投資奨励類プロジェクトからすべての非禁止類の外商投資プロジェクトおよび分野まで拡大する。ここに関連の執行問題について以下のとおり公告する。

- 1、 国外投資家は配当された利益をその国内居住者企業に対し引き受けた登録資本金の追納、払込資本金もしくは資本積立金の新規増加に用いる場合、「中国国内居住者企業に係る払込資本金もしくは資本積立金の新規増加もしくは無償増資」の状況に該当する。
- 2、 国外投資家は金融主管部門の規定に基づき、人民元再投資専用預金口座を通じて再投資資金を振り込み、合わせて関連資金を利益分配企業の口座から国外投資家の人民元再投資専用預金口座に振り込んだ当日に、国外投資家の人民元再投資専用預金口座から投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り込む場合、「国外投資家が直接投資に用いる利益を現金の形式で支払う場合、関連資金は利益配当企業の口座から直接に投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り込み、直接投資する前に国内外におけるその他の口座に振り込んで서는ならない」との規定に合致するとみなす。
- 3、 『通達』第4条もしくは第6条の規定に基づき税額を追納する場合、国外投資家は関連規定に基づき租税条約の待遇を享受することができるが、関連利益を支払う際に有効な租税条約のみ適用することができる。後続の租税条約に別途規定がある場合、後続の租税条約に基づき執行する。
- 4、 国外投資家は『通達』第3条の規定に基づき暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受する際、『非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表』（添付資料）を記入し、合わせて利益配当企業に提出しなければならない。

国外投資家は『通達』第5条の規定に基づき暫定的な源泉所得税不徴収政策を遡及的に享受する際、利益配当企業の主管税務機関に『非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表』および関連の契約・支払証憑等税額還付を取り扱うその他の資料を提出しなければならない。

国外投資家は『通達』第4条もしくは第6条の規定に基づき税額を追納する際、『中華人民共和

国企業所得税控除・納付報告表』を記入し、合わせて利益配当企業の主管税務機関に提出しなければならない。

- 5、利益配当企業は『通達』第3条の規定に基づき国外投資家が提出する資料の情報を審査し、合わせて以下の結果を確認した後に、暫定的な源泉所得税不徴収政策を執行しなければならない。
 - (1) 国外投資家が記入した情報が完全で、欠落した項目がないこと、
 - (2) 利益を実際に支払うプロセスが国外投資家の記入した情報に合致すること、
 - (3) 国外投資家が記入した情報において利益配当企業に係る内容が真実で、正確であること。
- 6、利益配当企業は『通達』第3条の規定に基づき暫定的な源泉所得税不徴収政策を執行した場合、実際に利益を支払う日から7日以内に、主管税務機関に以下の資料を提出しなければならない。
 - (1) 利益配当企業が記入した「中華人民共和国企業所得税控除・納付報告表」、
 - (2) 国外投資家が提出し、合わせて利益配当企業が情報を補足記入した「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」。

利益配当企業の主管税務機関は「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」を受け取った後の10営業日以内に、『通達』第2条第1号が規定する投資先企業（以下「投資先企業」という）の主管税務機関もしくはその他の関連税務機関に「非居住者企業税務事項連絡書簡」を送付し、関連情報を転送しなければならない。

- 7、投資先企業の主管税務機関もしくはその他の税務機関は以下の状況を発見した場合、5営業日以内に「非居住者企業税務事項連絡書簡」にて利益配当企業の主管税務機関にフィードバックしなければならない。
 - (1) 投資先企業が暫定的不徴収政策の条件に合致しない関連事実もしくは情報、
 - (2) 国外投資家が暫定的不徴収政策を享受した投資を処理する関連事実もしくは情報。
- 8、主管税務機関は税務管理において、法に基づき国外投資家、利益配当企業、投資先企業、持分譲渡側等の関連単位もしくは個人に、期限付きで国外投資家による暫定的不徴収政策の享受に関する資料および情報の提供を要求することができる。
- 9、利益配当企業が本公告第5条に基づき国外投資家の提出資料に係る情報の審査・確認をしていないことによって、暫定的不徴収政策を享受してはならない国外投資家が実際には暫定的不徴収政策を享受した場合、利益配当企業の主管税務機関は関連規定に基づき利益配当企業の控除すべき未控除税額の責任を追及し、合わせて法に基づき国外投資家に納付すべき税額を追納させる。

- 10、国外投資家が記入した情報に間違いがあることによって、それが暫定的不徴収政策を享受すべき

でないものの、実際には暫定的不徴収政策を享受した場合、利益配当企業の主管税務機関は『通達』第4条の規定に基づき処理する。

- 11、国外投資家は所有する暫定的な源泉所得税不徴収政策享受済みおよび暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受していない投資を含む同一の中国国内居住者企業への投資を一部処理する場合、先行して暫定的不徴収政策を享受した投資を処理すると見なす。

国外投資家が『通達』第6条の規定に基づき繰延税額を追納していない場合、利益配当企業の主管税務機関は国外投資家の税額遅延納付の責任を追及し、税額の遅延納付期限について実際に関連資金を受け取った後の8日目（当日を含む）から計算する。

- 12、国外投資家、利益配当企業は代理人に委託し本公告が規定する関連事項を行うことができるが、税務機関に書面の委託証明を提出しなければならない。
- 13、本公告は2018年1月1日より施行する。『国家税務総局による国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策に関する執行問題についての公告』（国家税務総局公告2018年第3号）は同時に廃止する。

ここに公告する。

添付資料：非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表〔略〕

国家税務総局
2018年10月29日

(中国語原文)

财政部 税务总局 国家发展改革委 商务部
财税[2018]102号
关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收
预提所得税政策适用范围的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、发展改革委、商务主管部门，国家税务总局各省、自治区、直辖市、计划单列市税务局，新疆生产建设兵团财政局、发展改革委、商务局：

为贯彻落实党中央、国务院决策部署，进一步鼓励境外投资者在华投资，现就境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题通知如下：

一、对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润，用于境内直接投资暂不征收预提所得税政策的适用范围，由外商投资鼓励类项目扩大至所有非禁止外商投资的项目和领域。

二、境外投资者暂不征收预提所得税须同时满足以下条件：

(一) 境外投资者以分得利润进行的直接投资，包括境外投资者以分得利润进行的增资、新建、股权收购等权益性投资行为，但不包括新增、转增、收购上市公司股份（符合条件的战略投资除外）。具体是指：

1. 新增或转增中国境内居民企业实收资本或者资本公积；
2. 在中国境内投资新建居民企业；
3. 从非关联方收购中国境内居民企业股权；
4. 财政部、税务总局规定的其他方式。

境外投资者采取上述投资行为所投资的企业统称为被投资企业。

(二) 境外投资者分得的利润属于中国境内居民企业向投资者实际分配已经实现的留存收益而形成的股息、红利等权益性投资收益。

(三) 境外投资者用于直接投资的利润以现金形式支付的，相关款项从利润分配企业的账户直接转入被投资企业或股权转让方账户，在直接投资前不得在境内外其他账户周转；境外投资者用于直接投资的利润以实物、有价证券等非现金形式支付的，相关资产所有权直接从利润分配企业转入被投资企业或股权转让方，在直接投资前不得由其他企业、个人代为持有或临时持有。

三、境外投资者符合本通知第二条规定条件的，应按照税收管理要求进行申报并如实向利润分配企业提供其符合政策条件的资料。利润分配企业经适当审核后认为境外投资者符合本通知规定的，可暂不按照企业所得税法第三十七条规定扣缴预提所得税，并向其主管税务机关履行备案手续。

四、税务部门依法加强后续管理。境外投资者已享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策，经税务部

门后续管理核实不符合规定条件的，除属于利润分配企业责任外，视为境外投资者未按照规定申报缴纳企业所得税，依法追究延迟纳税责任，税款延迟缴纳期限自相关利润支付之日起计算。

- 五、 境外投资者按照本通知规定可以享受暂不征收预提所得税政策但未实际享受的，可在实际缴纳相关税款之日起三年内申请追补享受该政策，退还已缴纳的税款。
- 六、 境外投资者通过股权转让、回购、清算等方式实际收回享受暂不征收预提所得税政策待遇的直接投资，在实际收取相应款项后 7 日内，按规定程序向税务部门申报补缴递延的税款。
- 七、 境外投资者享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策待遇后，被投资企业发生重组符合特殊性重组条件，并实际按照特殊性重组进行税务处理的，可继续享受暂不征收预提所得税政策待遇，不按本通知第六条规定补缴递延的税款。
- 八、 本通知所称“境外投资者”，是指适用《企业所得税法》第三条第三款规定的非居民企业；本通知所称“中国境内居民企业”，是指依法在中国境内成立的居民企业。
- 九、 本通知自 2018 年 1 月 1 日起执行。《财政部 税务总局 国家发展改革委 商务部关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知》（财税〔2017〕88 号）同时废止。境外投资者在 2018 年 1 月 1 日（含当日）以后取得的股息、红利等权益性投资收益可适用本通知，已缴税款按本通知第五条规定执行。

财政部、税务总局、国家发展改革委、商务部

2018 年 9 月 29 日

国家税务总局公告
2018年第53号
关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税
政策适用范围有关问题的公告

根据国务院决定，财政部、国家税务总局、国家发展和改革委员会、商务部联合发布了《关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策适用范围的通知》（财税〔2018〕102号，以下简称《通知》），对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润，用于境内直接投资暂不征收预提所得税政策的适用范围，由外商投资鼓励类项目扩大至所有非禁止外商投资的项目和领域。现就有关执行问题公告如下：

- 一、 境外投资者以分得的利润用于补缴其在境内居民企业已经认缴的注册资本，增加实收资本或资本公积的，属于符合“新增或转增中国境内居民企业实收资本或者资本公积”情形。
- 二、 境外投资者按照金融主管部门的规定，通过人民币再投资专用存款账户划转再投资资金，并在相关款项从利润分配企业账户转入境外投资者人民币再投资专用存款账户的当日，再由境外投资者人民币再投资专用存款账户转入被投资企业或股权转让方账户的，视为符合“境外投资者用于直接投资的利润以现金形式支付的，相关款项从利润分配企业的账户直接转入被投资企业或股权转让方账户，在直接投资前不得在境内外其他账户周转”的规定。
- 三、 按照《通知》第四条或者第六条规定补缴税款的，境外投资者可按照有关规定享受税收协定待遇，但是仅可适用相关利润支付时有效的税收协定。后续税收协定另有规定的，按后续税收协定执行。
- 四、 境外投资者按照《通知》第三条规定享受暂不征税政策时，应当填写《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》（附件），并提交给利润分配企业。

境外投资者按照《通知》第五条规定追补享受暂不征税政策时，应向利润分配企业主管税务机关提交《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》以及相关合同、支付凭证等办理退税的其他资料。

境外投资者按照《通知》第四条或者第六条规定补缴税款时，应当填写《中华人民共和国扣缴企业所得税报告表》，并提交给利润分配企业主管税务机关。

- 五、 利润分配企业应当按照《通知》第三条规定审核境外投资者提交的资料信息，并确认以下结果后，执行暂不征税政策：
 - （一） 境外投资者填报的信息完整，没有缺项；
 - （二） 利润实际支付过程与境外投资者填报信息吻合；

(三) 境外投资者填报信息涉及利润分配企业的内容真实、准确。

六、 利润分配企业已按照《通知》第三条规定执行暂不征税政策的，应在实际支付利润之日起 7 日内，向主管税务机关提交以下资料：

- (一) 由利润分配企业填写的《中华人民共和国扣缴企业所得税报告表》；
- (二) 由境外投资者提交并经利润分配企业补填信息后的《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》。

利润分配企业主管税务机关应在收到《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》后 10 个工作日内，向《通知》第二条第一项规定的被投资企业（以下称被投资企业）主管税务机关或其他相关税务机关发送《非居民企业税务事项联络函》，转发相关信息。

七、 被投资企业主管税务机关或者其他税务机关发现以下情况的，应在 5 个工作日内以《非居民企业税务事项联络函》反馈给利润分配企业主管税务机关：

- (一) 被投资企业不符合享受暂不征税政策条件的相关事实或信息；
- (二) 境外投资者处置已享受暂不征税政策的投资的相关事实或信息。

八、 主管税务机关在税务管理中可以依法要求境外投资者、利润分配企业、被投资企业、股权转让方等相关单位或个人限期提供与境外投资者享受暂不征税政策相关的资料和信息。

九、 利润分配企业未按照本公告第五条审核确认境外投资者提交的资料信息，致使不应享受暂不征税政策的境外投资者实际享受了暂不征税政策的，利润分配企业主管税务机关依照有关规定追究利润分配企业应扣未扣税款的责任，并依法向境外投资者追缴应当缴纳的税款。

十、 境外投资者填报信息有误，致使其本不应享受暂不征税政策，但实际享受暂不征税政策的，利润分配企业主管税务机关依照《通知》第四条规定处理。

十一、 境外投资者部分处置持有的包含已享受暂不征税政策和未享受暂不征税政策的同一项中国境内居民企业投资，视为先行处置已享受暂不征税政策的投资。

境外投资者未按照《通知》第六条规定补缴递延税款的，利润分配企业主管税务机关追究境外投资者延迟缴纳税款责任，税款延迟缴纳期限自实际收取相关款项后第 8 日（含第 8 日）起计算。

十二、 境外投资者、利润分配企业可以委托代理人办理本公告规定的相关事项，但应当向主管税务机关提供书面委托证明。

十三、本公告自 2018 年 1 月 1 日起施行。《国家税务总局关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关执行问题的公告》（国家税务总局公告 2018 年第 3 号）同时废止。

特此公告。

附件：非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表（略）

国家税务总局
2018 年 10 月 29 日

【ご注意】

6. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
7. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
8. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
9. **免責**：
 - (3) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (4) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
10. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。